



令和2年度 第3回 始良市子ども・子育て会議

日 時 令和3年2月15日（月）

午後6時30分～

場 所 始良公民館 2階 会議室1・2

1 開会

2 部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審議

資料1 ①小規模保育所の認可について

資料2 ②（仮称）始良市子ども館（子育て支援拠点施設）整備基本計画
（案）について

5 報告

資料3 ①始良市立保育所等民営移管にかかる法人選考について

6 その他

始良市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役 職	氏 名	委 嘱 期 間
子ども・子育て支援に 関し学識経験を 有する者	学識経験を有する者	有 村 玲 香	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	始良地区医師会代表	山 野 ち な み	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	民生委員・児童委員代表	富 重 律 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市教育委員代表	藤 谷 和 泉	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市学校長会代表	牧 野 田 弘 一	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市母子保健推進員代表	杉 尾 育 代	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
子ども・子育て支援に 関する事業に 従事している者	市社会福祉協議会代表	長 尾 貴 史	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市地域自立支援協議会代表	小 門 口 幸 二	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市内幼稚園代表	矢 野 芳 秀	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市内保育所代表	長 井 洋	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市児童クラブ連絡協議会代表	駒 倉 國 治	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
その他市長と 必要と認める者	市議会議員代表	堀 廣 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	小学校PTA代表	島 畑 ユウ子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	幼稚園保護者代表	石 原 か す み	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	保育所保護者代表	大 脇 松 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日

○始良市子ども・子育て会議条例（平成26年3月31日条例第2号）

○始良市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日条例第2号

改正

平成27年3月26日条例第8号

始良市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- （3） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。

小規模保育所の認可について

1. 施設名称 : なごみ保育園
2. 施設区分 : 小規模保育事業所
3. 設置主体 : 社会福祉法人 実窓寺福祉会 (始良市加治木町木田 3453-7)
4. 設置場所 : 始良市加治木町木田 4085
5. 事業開始予定年月日 : 令和3年4月1日
6. 利用定員 : 19人

3号認定	2歳児	1歳児	0歳児
	7人	6人	6人
7. 認可定員 : 3号認定…19人
8. 保育提供時間 : 11時間 (7:00~18:00)
9. 給食の実施 : 実施 (せんとり保育園より搬入)
10. その他の事業の実施 : 延長保育事業
11. 建物構造 : 木造1階
12. 施設設備 : 以下の通り

設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室
居室数/面積	1,209 m ²	216 m ²	1室/25 m ²	1室/36 m ²	1室/24 m ²
1人あたりの面積			4.16 m ²	6.00 m ²	3.42 m ²
設備	屋外遊技場				
設置場所	敷地内 (せんとり保育園と共用)				
面積	全体の面積	253 m ²	満2歳以上児1人あたり面積		36.14 m ²
設備	調理室・調理設備				
設置状況	調乳室・配膳室				

(仮称)始良市子ども館
(子育て支援拠点施設)
整備基本計画
(案)

子育てにぬくもりと安心を

～子育ての“わ”  が広がる『ゆめエリア』～



可能性全開!

夢と希望をはぐくむまちづくり

～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～

目次

序章	1
1. 子育て支援拠点施設整備の必要性	1
2. 基本計画の位置づけ	1
3. 市の上位計画等との関係	2
第1章 始良市における子育て環境をとりまく現状	5
1. 人口動態の推移	5
2. 家庭児童相談件数の推移	6
3. 児童発達支援等サービス利用者数の推移	6
4. 一時保育利用者数の推移	7
第2章 施設整備に向けた基本的な考え方	8
1. 基本方針	8
2. 施設整備の方向性と基本的な機能	8
3. 施設整備の基本的な考え方	9
4. 施設整備の場所	10
5. 施設の規模	11
6. 利用対象者の範囲	11
7. 施設の名称	11
8. エリアプラン(施設内空間の機能・配置)	12
第3章 市民の意向調査結果	16
1. 平成29年度始良市市民満足度調査	16
2. 始良市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	16
3. 子ども館に関するアンケート調査	17
4. 意見交換会	17
第4章 事業費及び事業スケジュール	18
1. 事業費	18
2. 事業スケジュール	18
3. 計画管理等	19

序章

1. 子育て支援拠点施設整備の必要性

本市は、2010年(平成22年)に始良市として誕生し、今年合併10周年を迎えました。これまでの間、子育て世帯を中心に人口は増加を続け、県内でも唯一人口が増加をしている都市として発展し、今後も成長する可能性を備えた市として内外に認知されるに至りました。

しかし一方では、少子高齢化は確実に進んでおり、人口の自然増減の減少数は拡大してきています。また、子育て世帯の増加により、合計特殊出生率においては、全国平均を上回って推移しているものの、人口置換水準とされる2.07を大きく下回っている状況にあります。

また、女性の社会進出などを背景として、子育てと仕事の両立を目指す子育て世帯は確実に増え、保育や幼児教育に対するニーズも高止まりの傾向にあります。さらに、就業形態の多様化もあり、子育て世帯への精神的、経済的な負担も増大しています。

そして、地域においては、核家族化の影響などにより身近な人から子育てを学ぶ機会は減少し、地域内でのつながりも希薄化するなど、子育て世帯を支える環境が大きく変化している状況にあります。

今後の始良市の発展を支える世代となる「子どもたち」。まさに始良市の可能性の一翼を担うのが地域の未来を託す子どもたちです。その子どもたちが健全に成長するためにも、子育てを行う保護者の誰もがいきいきと輝き、安全に、そしてなによりも子育てに関する不安や焦燥を感じることなく、安心して子育てすることができる環境づくりが重要であり、その恵まれた環境の中で子どもたちがのびのびと過ごすことができるまちづくりを行うことが求められています。

そこで、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として「**子育て支援拠点施設**」の整備を進めることとします。

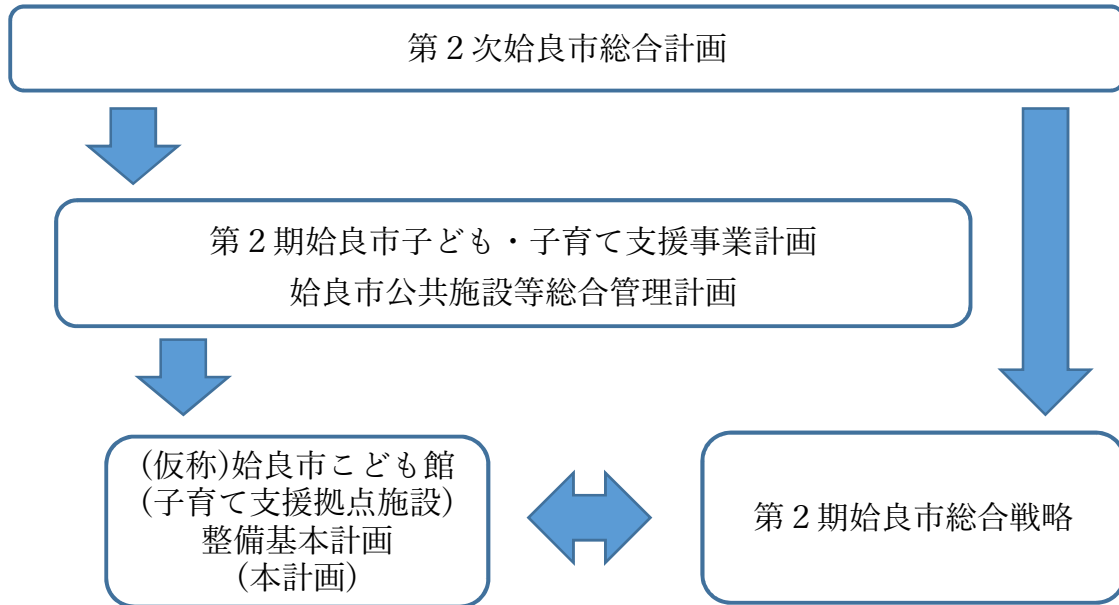
2. 基本計画の位置づけ

この基本計画は、新たに整備する「(仮称)始良市こども館」の基本コンセプト、施設の設置場所や規模、基本的な機能や設備、整備スケジュールや事業費等を定め、今後の実施設計等の指針とするために策定するものです。

3. 市の上位計画等との関係

本計画は、第2次始良市総合計画を最上位計画とし、他の関連する計画等との整合を図るものとします。

【計画の位置づけ】



- ・各計画内における子育て支援拠点施設の位置づけ

【第2次始良市総合計画前期基本計画(2019年(平成31年)3月策定)】

政策	2子育て 安心して子どもを産み育てる
施策	②子育てを支援するための環境整備の推進
施策体系	II 子育て支援施設の整備
施策の方向性 (抜粋)	親子が気軽に集い、相互に交流し、子育てに関する活動を行う団体等との情報の共有化、市民への情報発信、相談窓口の強化・充実など、子育て支援の総合的拠点施設として、天候に左右されない子どもの遊び場や親子が相互交流できる機能を有した子育て支援施設の整備を進める。

政策	前期基本計画重点プロジェクト
施策	子育て世代を全面的に支援する環境づくりの推進
施策の方向性 (抜粋)	子育て世代の拠り所となるような、天候に左右されない子どもの遊び場や親子が相互交流できる場所として、そして、気軽に育児相談ができる窓口が一体となった施設の創設により大人も子どもも、のびのびと豊かに過ごせる環境を整備します。

【第2期始良市子ども・子育て支援事業計画（2020年(令和2年)3月策定)】

主要施策	(1) 子育て家庭への支援
施策体系	①子育て支援サービスの充実 ③相談支援体制の充実
施策の方向性 (抜粋)	<p>地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。</p> <p>子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター（あいぴあ）、基幹相談支援センター（あいか）、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。</p> <p>今後も、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。</p>

主要施策	(4) 子育てと社会参加の両立支援
施策体系	①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
施策の方向性 (抜粋)	<p>女性の就業率が上昇傾向にある中、母親・父親問わず子育てに参加するとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。</p>

主要施策	(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭の支援
施策体系	②ひとり親家庭等の自立支援 ③障がいのある子ども等を抱える家庭への支援
施策の方向性 (抜粋)	<p>ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を促進するため、経済的な支援を継続的に行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ってきました。</p> <p>これまでの取組を継続して実施し、ひとり親家庭等の総合的な自立支援を推進します。</p> <p>発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。</p>

主要施策	(6) 安全・安心なまちづくりの推進
施策体系	③子育てを支援する生活環境の整備
施策の方向性 (抜粋)	生活環境の整備を検討する際には、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化を推進します。 また、子どもが社会性を培うための身近な遊び場である公園等の計画的な整備と適切な管理に努めます。

【始良市公共施設等総合管理計画（2017年(平成29年)3月策定)】

基本方針	公共施設の総保有量圧縮に向けて、原則として、新規の公共施設は建設しない。ただし、新たな公共施設を建設する場合は、同じ面積以上を削減するとともに、「縮充」を基本とし、高水準・高質かつ持続可能な公共施設を整備する。
具体的な方針 (抜粋)	公共施設の総保有量を増やさないために、新たな公共施設を建設する際は、既存の公共施設の延床面積から同じ面積以上を削減するとともに、スケルトン式を施設の基本方針として検討するなど、多機能化・複合化を推進し、積極的に高水準・高質かつ持続可能な公共施設整備を進めます。

【第2期始良市総合戦略（2020年(令和2年)3月策定)】

基本目標	3『子育てなら"あいら"』 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら
施策体系	②仕事と子育てを支える地域づくり、環境づくりの推進
具体的取組 (抜粋)	子育て世代のよりどころとなるような、気軽に集える場所、気軽に相談できる場所、そして相互交流ができる環境整備に取り組みます。

第1章 始良市における子育て環境をとりまく現状

1. 人口動態の推移

①核家族化の進行

国勢調査による本市の人口及び世帯数と世帯人員は、合併時点である2010年(平成22年)の74,809人、30,478世帯、2.45人/世帯から、2015年(平成27年)では、75,173人、31,435世帯とともに増加している一方、世帯人員は2.39人/世帯と減少し核家族化が進行しています。

②自然動態の推移

本市は、合併以後人口そのものは増加を続けていますが、これは偏に転入超過による社会増によるものです。出生者数から死亡者数を除いた自然増減は一貫して減少し続けています。

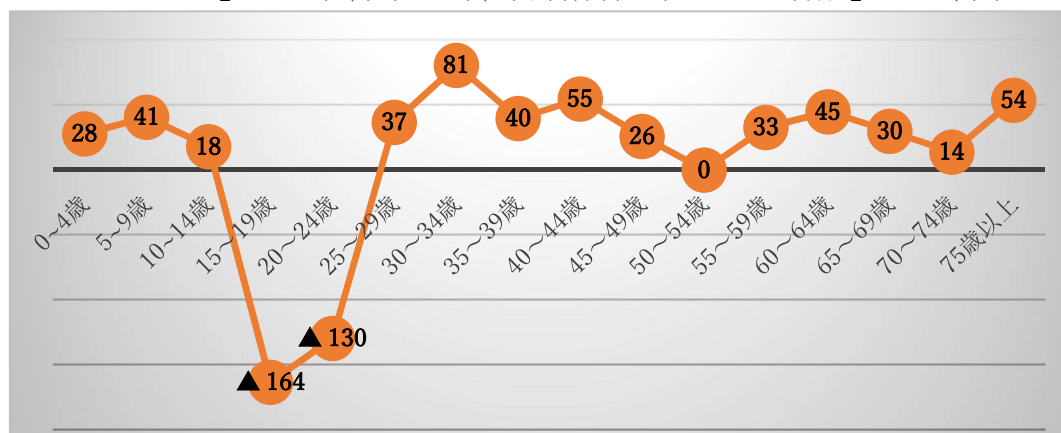
【自然増減の推移】 (単位:人)

年	2015	2016	2017	2018	2019
出生者数	656	665	617	678	570
死亡者数	913	928	874	908	883
自然増減	▲257	▲263	▲257	▲230	▲313

③社会増の年齢階層

本市は転入者が転出者を上回る社会増により人口が増加をしてきていますが、特に20代後半から40代の世代と合わせて15歳未満である年少人口にあたる世代の増加が顕著となっています。このことは子育て世代が多く本市に移り住んでいる現状を示しています。

【2019年(令和元年)年齢階層別転入超過者数】 (単位:人)



2. 家庭児童相談件数の推移

本市においては、子育て世代が増加していることに加え、保護者の就労形態の多様化、核家族化の進展などを背景として家庭児童相談件数は増加傾向にあり、特に2019年(平成31年)4月に子ども相談支援センター『あいぴあ』を開設して以降は顕著に増加しています。これは、相談窓口として気軽に利用できることが認知されてきたことに起因するとともに、これまで看過されてきた、あるいは相談することをためらっていた「子育てに対し悩みを持つ保護者」や「家庭環境に悩んでいる児童」を掘り起こすことができた結果ともいえます。そのため、近年の傾向としては、各家庭からの相談が優位に増加しており、このことは、気軽に相談できる窓口の重要性を示しているといえます。

【家庭児童相談件数の推移】 (単位:件)

区分 年度	相談 実数	主たる相談経路						
		児相	市役所	保育所	家庭	学校	病院	その他
2015	71	17	10	2	10	22	0	10
2016	69	16	13	2	13	18	0	7
2017	141	21	30	7	32	29	0	22
2018	308	47	91	15	43	88	3	21
2019	312	32	87	4	101	55	4	29

3. 児童発達支援等サービス利用者数の推移

子どもの成長を見守る中で、ほかの子どもたちとの違いや、乳幼児健診等の際に気づく成長の違いについて、適応訓練などの児童発達支援を受ける子どもたちは年々増加しており、サービスの対象となる18歳以下の人口の伸びを超過して増加しています。このことは、「療育」を受けることに対する保護者や周囲のイメージの変化や、健診等によるスクリーニングにより早期に発見し、アプローチしてきた結果といえます。

【年度末現在のサービス利用者数等の推移】 (単位:人)

年	2015	2016	2017	2018	2019
利用者数	264	347	401	454	539
増加率		131%	139%	113%	118%
18歳以下人口	13,973	14,136	14,244	14,239	14,163

4. 一時保育利用者数の推移

本市においては、各保育所にて実施している一時預かりと、イオンタウン始良内における一時保育を利用することができ、特に2017年(平成29年)にイオンタウン始良西街区に「イオンゆめみらい保育園あいら 一時保育」が開設されて以降は特に増加しています。本市は、市外からの転入者が多く、地縁の無い方も多数転入していただいております。本市が子育てのまちとして認知されてきた証であると同時に、新しく住まわれる保護者にとっては、保護者としての役割を代わりに担ってもらえる身近な存在が乏しいという現実もあります。そのような中で、仕事や急用などの際に児童の監護を頼める一時保育が重用されています。併せて、育児などによる保護者の心身の負担軽減の役割も担っており、今後も利用者数の増加や重要性が増すものと思われま

【一時保育利用者数等の推移】 (単位:人)

年	2015	2016	2017	2018	2019
利用者数	486	1,182	3,789	5,673	5,724
増加率		243%	320%	149%	101%

第2章 施設整備に向けた基本的な考え方

1. 基本方針

本施設は、始良市の可能性の一翼を担い、地域の未来を託す子どもたちが健やかに成長するために、子育てに携わる誰もがいきいきと輝き、安全に、そしてなりよりも安心して子育てができ、その恵まれた環境の中で子どもたちがのびのびと過ごすことができるまちづくりを象徴する子育て支援の拠点となる施設として整備するものです。そのため、「親子が気軽に集える場所、天候に関わらず気兼ねなく過ごせる場所、親子同士や地域とのつながりを感じることができる場所、遊びや学びを通じて気づき・気軽に相談できる場所」を施設整備のコンセプトに据え、次の基本方針を掲げました。

子育てにぬくもりと安心を

～子育ての“わ”  が広がる『ゆめエリア』～

2. 施設整備の方向性と基本的な機能

①快適で安全に遊びができる場

利用児童の年代ごとにゾーニングし、保護者が安心して見守りながら、子どもたちが自主的に遊べる場を創出します。

②子育てに対する不安や疑問が解消できる場

子育てに対する悩みや疑問は千差万別。日頃の子育て生活の中で感じている不安も親子同士の交流や情報交換、専門スタッフとの相談により解消することができるなど、妊娠期から子育て期に至るすべての保護者にとって利用しやすく、気軽に支援を受けることができる場を創出します。

③子ども同士の交流ができる場

ゾーニングされた空間の中では、校区や地域の隔てなく多くの同年代の子どもたちが交わることで、遊びを通じた交流空間を創出します。併せて、ゾーニングされた空間同士をつなぐエリアを設け、異年齢の子供たちとの交流や兄弟姉妹でも利用しやすい空間を創出します。

④子どものウェルネスを向上する場

子どもの体力低下が懸念されていることから、運動機能の向上に寄与する遊具を配置し、遊びながら意識することなく基礎体力の維持・向上ができる場を創出します。

⑤親子がともに遊び学ぶことで互いに成長できる場

子ども同士だけではなく、親子や親子同士がともに遊び、触れ合うことで、子どもに対する接し方や関わり方を遊びながら体得する場を創出します。

⑥遊びや学びを通じて気づく子どもたちの特性への早期アプローチを実現する場

子ども同士が遊び、学ぶ姿を見ることにより、普段は見ることのない同年代や異年齢の他者との関わり方などから、子どもの持つ「特性」に気づききっかけを作り、不安等を感じればそのまま気軽に相談ができ、必要な支援を受ける検討ができる場を創出します。

⑦子育て力を育成する場

子育て中の保護者を対象に、相談や体験・交流などを通じて、互いに子育て力を高めあう場を創出します。

3. 施設整備の基本的な考え方

①ユニバーサルデザインを取り入れた施設

施設の整備に当たっては、施設内をバリアフリーにすることはもちろんのこと、ユニバーサルデザインにも配慮した施設とします。このことにより、障がい者を有する人や外国人、妊産婦、そして乳幼児など、全ての人にとって優しい施設整備を進めます。また、乳幼児や妊産婦に対応した施設となることから、災害時には専用避難所としての活用も可能となります。

②子どもと保護者の目線に立った施設

利用する親子にとって安全かつ快適に過ごすことができる施設であることは何よりも重要となります。そのため、子どもの目線に立った遊具の配置や保護者の目線に立った空間の配置などに配慮した施設とします。

③利用者が使いやすい施設

すべての利用者にとって利用しやすく、かつ限られたスペースを有効に活用するため効率的なゾーニングをするとともに、単に利便性だけを追求することなく、相談者のプライバシーの確保にも配慮した施設とします。

④環境に配慮し、ぬくもりを感じる持続可能な施設

本施設の整備にあたっては再生可能エネルギーの利活用を最大限に行い、周辺環境と自然環境に配慮するとともに、地元産の建材を活用するなど親しみやすくぬくもりを感じる施設とします。また、本施設を整備するにあたって解体することとなる「加治木特産品売場 ふれあい物産館」の廃棄材についても、再利用を検討します。

併せて、機能が多機能化した場合でも対応することができるように、建物の柱や骨組で構造を支え、仕切り壁などは極力減らすとともに簡易なものにすることにより、部屋の大きさや形を変更することができるスケルトン・インフィル工法についても積極的に検討します。

⑤コロナ禍における施設の在り方

コロナ禍の時代にあっては、他者との接触を通じた交流は避けられがちです。そのため、入退出時に検温や問診をすることにより、利用者の体調を把握することはもちろん、施設内を強制換気するとともに、遊具や設備の定期的な消毒を徹底し、感染防止に努める施設とすることで、誰にとっても安全で安心な施設とします。

4. 施設整備の場所

①整備予定地

所在地：始良市加治木町本町 401 番地 外 2 筆

地 籍：2,253.13 m²

地 目：宅地

用途指定：都市計画法に定める商業地域

建築条件：建ぺい率 80%、容積率 400%

そ の 他：始良市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域

②整備予定地検討経過

整備予定地の選定に際しては、副市長を長とする「(仮称)こども館(子育て支援拠点施設)庁内検討委員会」を設置し、多角的な検討を行い、現在「加治木特産品売場 ふれあい物産館」が立地している敷地を適地として選定しました。適地として選定するにあたっては、①公共交通機関等の利便性、②地域への波及効果、③市有地であること、などを考慮しました。

5. 施設の規模

施設本体の延床面積は 1,000 m²程度を基本とします。

※規模の詳細、駐車台数等の敷地利用の詳細は今後精査します。

また、施設本体の構造は耐用年数や建設費用を低減することを念頭に「鉄骨造」又は「鉄筋コンクリート造」を基本に検討し、内装材については「木材」の利用を基本とし、利用者にとって温かみのある施設とします。特に木材の利用にあたっては、「加治木特産品売場 ふれあい物産館」の廃棄材の再利用の可能性を積極的に検討することにより、これまで地域経済の活性化の拠点、交流の拠点として活躍してきた施設の一部を後世に引き継いでいきます。

6. 利用対象者の範囲

本施設利用ができる者は次の通りとします。

- ①小学校3年生までの児童及びその家族(なお、一時預かりの対象については別途定めます。)
- ②妊娠中の者及びその家族
- ③地域型保育事業等実施施設などの団体

7. 施設の名称

本施設の名称を定めるにあたっては、多くの子育て世帯に親しまれるとともに、開かれた施設となることを目指し、広く市民からの公募により選定することとします。なお、その名称の取扱い(正式名称又は愛称)については設置条例等により定めることとします。

8. エリアプラン(施設内空間の機能・配置)

① 子ども広場エリア

・0歳児ゾーン

0歳児でも安心して過ごすことができるよう、柔らかい防汚素材で床面等を覆うことで、親子が安心してハイハイやつかまり立ちができるスペースとします。特に乳児期のハイハイは体幹機能の向上に大きな影響があることから、安心して動ける十分なスペースを確保します。また、施設の壁面等を活用した知育遊具等の配置を検討します。

・1～2歳児ゾーン

歩き始める子どもたちが転倒しても大丈夫なように柔らかい防汚素材で床面等を覆い、安心して遊べる空間とします。口に入れて感触を確認する年頃となりますので、大きい遊具や安心して触れられる素材の遊具配置を検討します。

・3～5歳児ゾーン

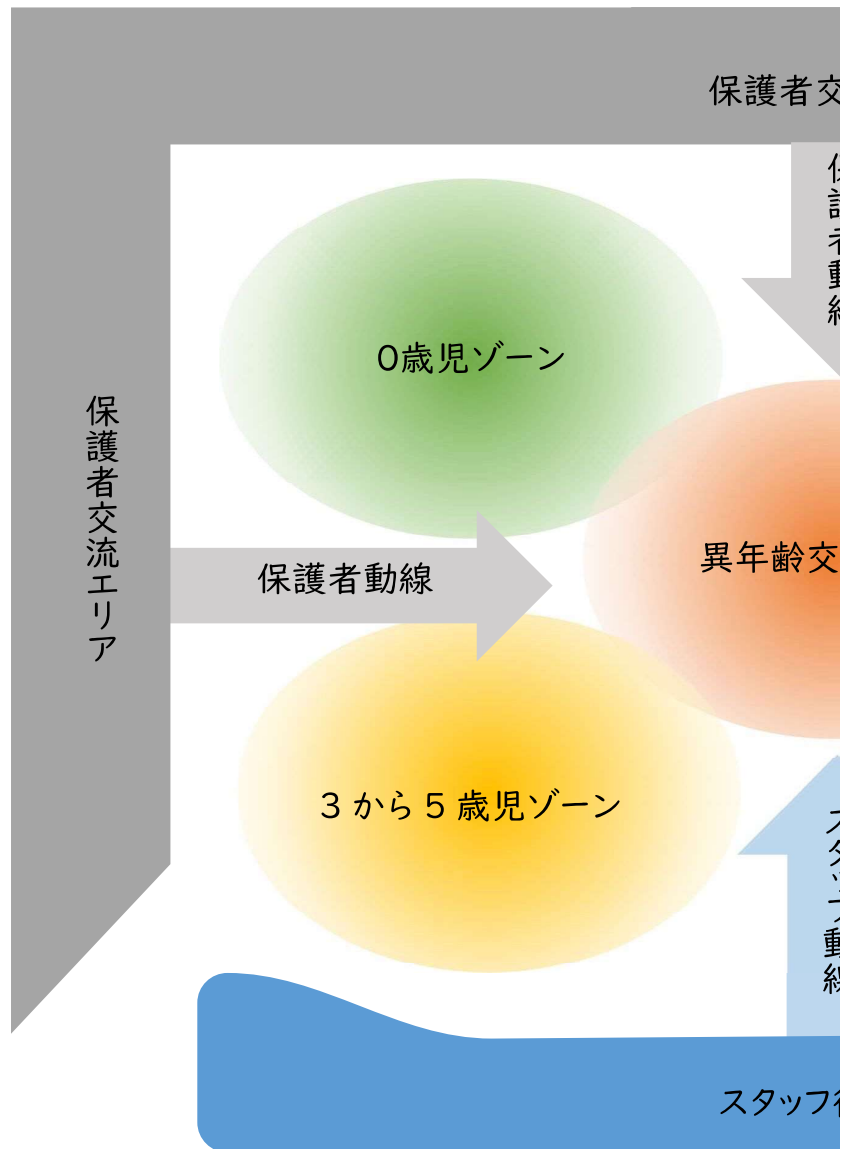
活発に動く年頃となりますので、大型の遊具や、遊びながらトレーニング効果をもたらすような遊具、施設の壁面等を活用した簡易的なボルタリングなどの設置を検討します。

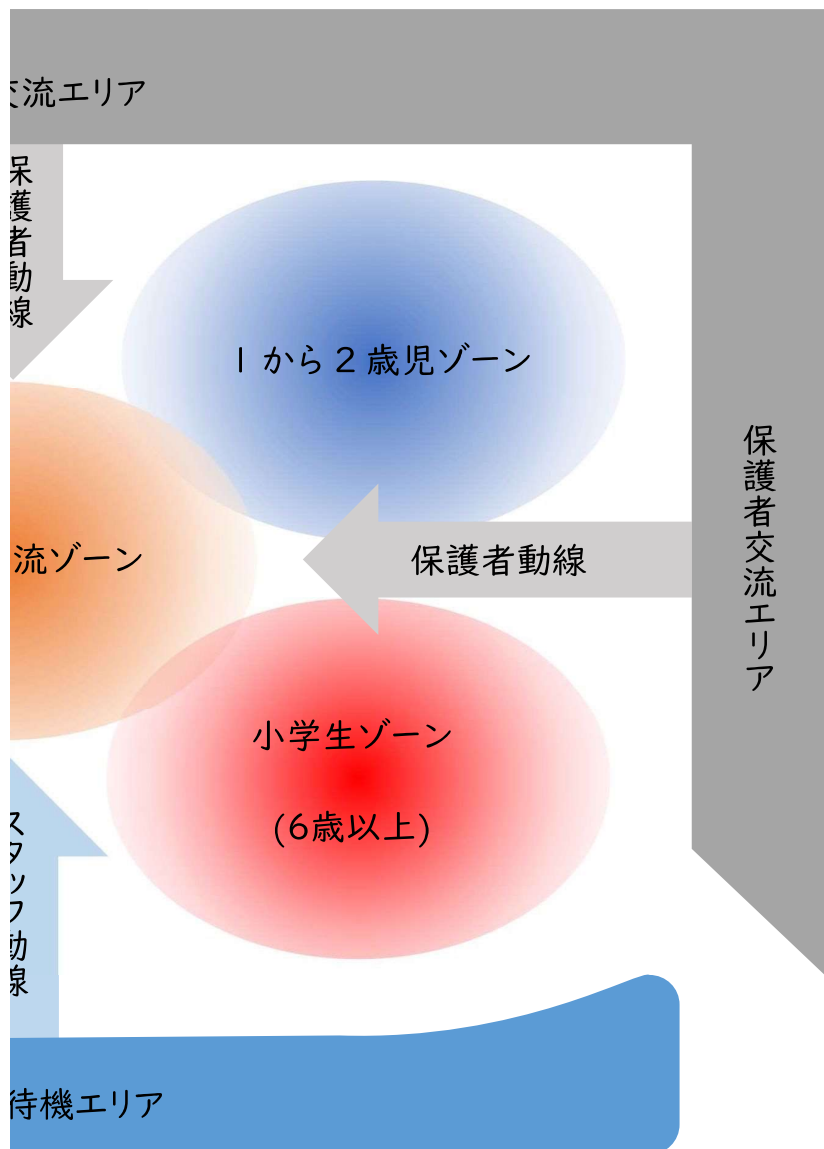
・小学生ゾーン

小学生低学年の体格や体力にあった遊具、知育遊具の設置を検討します。

・異年齢交流ゾーン

各年代のゾーンの中心に位置し、全てのゾーンや保護者交流ゾーン、スタッフエリアからの動線を確保し、安心して異年齢の交流ができるスペースとします。このような空間を設けることにより、多子世帯やひとり親世帯でも安心して複数子どもたちを連れて、来館、交流ができるようにします。





※あくまでもイメージであり、実際の施設フロア図を示すものではありません

② 保護者交流エリア

子ども広場エリアを取り囲むように配置し、わが子がどこのゾーンにいても把握できるようにするとともに、全てのゾーンに対する動線を確保することで、安心して子どもたちに過ごさせるとともに、子どもと一緒に触れ合うことのできる空間とします。また、育児図書を配架したり、親同士の交流が図れるような空間づくりを検討します。

③ スタッフ待機エリア

子ども広場エリアや保護者交流エリアの全体が俯瞰して見渡せるような個所にスタッフ待機エリアを設置するとともに、各エリアへの動線を確保します。このことにより、万が一の緊急時に即応できるようにします。また、子どもたちの過ごし方や、他者との関わり方を観察することで、子どもが持つその子ならではの「特性」に気づきやすくするとともに、保護者に対する適切な助言、相談に結び付けるようにします。

④ 一時預かりエリア

仕事や冠婚葬祭、急用だけではなく、事由に関わらず子どもたちを一時的に預けることができるような施設として検討します。このことにより、保護者のワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、育児疲れ等の解消につながる施設とします。

⑤ 個別相談エリア

育児や妊娠出産に関する悩み事に対して気軽に相談できるスペースを確保します。そのため、プライバシーに配慮した個室タイプだけではなく、気軽に利用できるようオープンタイプの相談スペースの配置を検討します。相談内容によっては、始良市子ども相談支援センターや基幹相談支援センターと十分に連携し、子育て世代に寄り添った支援を行うととします。

⑥ 多目的供用エリア、戸外プレイエリア

多目的供用エリアでは、子育てに関するセミナーの開催や読み聞かせ会の開催等を検討し、戸外プレイエリアでは、好天時に太陽の下で遊べる空間とします。

第3章 市民の意向調査結果

1. 平成29年度始良市市民満足度調査

この調査は本市が実施している各分野の施策について、第1次総合計画の達成度を計測するとともに、市政やまちづくりに関する市民の満足度、要望を把握し、分析結果から得られた政策課題を抽出することにより、第2総合計画策定の基礎資料とするために、市民3,000人を対象として実施したアンケート調査です。

アンケートでは、本市の施策に対する満足度と重要度について5段階で評価を受け、性別、年代、居住地などの回答者属性毎にクロス集計により分析をしました。重要度が高く、満足度が低い施策(優先的課題領域)の一つに「子育てを支援するための基盤整備の推進(満足度:3.1、重要度:4.31)」があげられており、特に30代回答者の満足度が低い結果となりました。また、「今後、始良市が取り組むべき重要な項目」に関する選択式の問いについては、「子育て支援体制の充実」が2番目に重要であるとの結果となっています。

2. 始良市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

この調査は、「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、その基礎資料とするべく、子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するために、就学前児童の保護者2,000世帯及び小学生(1~4年生)の保護者1,000世帯を対象として実施したアンケート調査です。

ニーズ調査では、「始良市に充実を図ってほしい子育て支援」に関する選択式の問い(複数回答可)において、「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める(就学前児童の保護者:56.2%、小学生の保護者:55.2%)」及び「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境づくりを進める(就学前児童の保護者:58.6%、小学生の保護者:38.0%)」の割合が高い結果となっています。

3. こども館に関するアンケート調査

建設予定地の近隣住民や子育て世帯の意見を今後の計画推進の参考するためにアンケート調査を行いました。

建設予定地の近隣住民を対象とした調査では、調査対象 285 世帯のうち、222 世帯から回答がありました。

当該調査においては、「人通りが多くなる」「新しい店舗が増える」「イベント等の参加者が増える」といった子ども館の整備が地域の活性化に繋がるとの回答が約 75%、子ども館の整備について、「賑わいや活気」「消費の活性化」を期待する回答が約 60%ありました。また、子ども館の設置場所についての重要な要素としては、「駐車場が広い」との回答が約 37%、「交通の便がいい」との回答が約 32%であり、割合が高い結果となっています。

子育て世帯を対象とした調査では、調査対象 860 世帯のうち、695 世帯から回答がありました。

当該調査においては、子ども館について、「利用する」という回答が約 77%であり、利用したい子どもの年齢については、「0～5歳」が約 79%、「6～8歳」が約 21%でした。また、子ども館の設置場所についての重要な要素としては、「駐車場が広い」との回答が約 64%であり、割合が高い結果となっています。

4. 意見交換会

市民の声を反映した施設とするべく、建設予定地の近隣住民、子育て世帯を対象とした意見交換会を実施しました。

建設予定地の近隣住民からは、「多くの人が集まり、街が活気づくような施設にしてほしい」「他の地区からも足を運んでもらえるような魅力ある施設になってほしい」といった意見がありました。

子育て世帯からは、「全身を使って遊べる大型の遊具があるとよい」「食事ができるスペースが欲しい」「年齢別にスペースが区切られていると安心できる」「駐車場は屋根付きで広いスペースを確保してほしい」等の設備に関する要望と、「一時預かりをしてほしい」「子育てに関する相談に対応してもらいたい」「様々なイベント・講座を開催してほしい」等の機能に関する要望がありました。

第4章 事業費及び事業スケジュール

1. 事業費

本施設の概算事業費は約4億1,000万円を見込んでおり、その内訳は下表のとおりです。なお、施設整備にあたっては、将来的な多機能化についても視野に入れるなど、施設の設置から廃止に至るまでの施設のライフサイクルコストの縮減にも取り組むこととします。

経費種別	積算基礎	概算事業費	備考
用地取得費	38.138 千円/ m ²	16,700 千円	隣地取得費 437.88 m ²
地質調査費	20m×4 か所 50m×1 か所	6,952 千円	
設計業務委託	一式	19,300 千円	
既存建物除却費	一式	12,000 千円	
施設建設費	1,000 m ² ×300 千円	300,000 千円	鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の躯体を基本とし、内装材は木材を基本とする。
建設監理業務委託	一式	7,000 千円	
外構工事費	一式	27,000 千円	
遊具・備品費	一式	20,000 千円	
合計		408,952 千円	

2. 事業スケジュール

本施設の整備事業スケジュールは下表により進めていきます。

	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6
用地取得・地質調査	▶				令和6年4月1日 供用開始
基本設計		▶			
既存施設除却・整地			▶		
実施設計			▶		
施設整備・開所準備				▶	

3. 計画管理等

① 始良市子育て支援拠点施設整備運営検討委員会の設置

本計画の進捗管理及び本施設の運営に関し必要な事項を検討することを目的とし、庁内組織として始良市子育て支援拠点施設整備運営検討委員会を設置します。また、検討委員会の下には、子育て世代にあたる職員等を中心とした作業部会を設置し、子育て世代の意見反映に努めます。

② 市民に開かれた施設整備

本施設の整備推進にあたっては、その進捗状況をホームページ等で公表するとともに、地元説明会等により周知してまいります。

また、基本設計作成時にはパブリックコメントを実施し、広く意見を募集することとします。

併せて、学識経験者や子育て支援施設等運営事業者、保護者代表等により構成されている「始良市子ども・子育て会議」に対し、施設整備事業の進捗状況を報告するとともに、設計内容及び運営方針等を諮り、様々な見地から意見を頂きながら施設整備にあたります。



(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)整備基本計画(案)

令和3年3月

発行／始良市 保健福祉部 子どもみらい課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

TEL : (0995)66-3237 FAX : (0995)65-6964

E-mail : jifuku@city.aira.lg.jp URL : <https://www.city.aira.lg.jp>

始良市立保育所等民間移管にかかる
法人選考委員会

【報告説明資料】

令和3年2月15日
子どもみらい課

始良市立保育所等の民営化について

令和2年度

年 月 日	内 容
令和2年	5月30日 第1回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会
	6月22日 第2回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会（募集要項決定）
	7月1日 市内対象法人募集開始（7月29日期限）
	7月9日 議会全員協議会での説明（募集要項について）
	8月24日 第3回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 （選考／重富保育所、帖佐保育所、大楠ちびっ子園）
	9月1日 県内対象法人募集開始（加治木保育所、9月18日期限）
	9月28日 第4回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会（法人面接）
	10月19日 第5回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 （選考／加治木保育所） （結果／重富保育所・帖佐保育所・大楠ちびっ子園）
	10月20日 県内対象法人募集開始（重富保育所、11月2日期限）
	11月9日 第6回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会（法人面接）
	11月30日 第7回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 （選考／重富保育所、結果／加治木保育所）
	12月14日 第8回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会（法人面接）
	12月21日 第9回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会（結果／重富保育所）
令和3年	2月9日 議会全員協議会での説明（移管事業者について） 移管事業者への決定通知
	3月 日 建物の無償譲渡議案提出（議会） 始良市立保育所・認定こども園民間移管 移管前協定書締結

令和3年度～令和4年度の予定

（令和3年1月現在）

年 月	内 容
令和3年	4月 市と移管先法人による業務引継開始 移管事業者のHP等への広報
	5月 三者協議会（各代表者による、以後随時開催） 子ども・子育て会議（意見書提出）
	6月 認定こども園及び保育所設置認可申請提出（移管事業者⇒県）
	9月 保育所（小山田保育所以外廃止）設置条例改正議案提出（議会） 認定こども園設置条例廃止議案提出（議会）
	10月 第1次入所児童募集（～11月末まで）
	12月 第2次入所児童募集（12月～3月まで）
	1月 移管事業者との引継及び共同の保育の実施（3月まで）
	2月 施設廃止届提出（県）
令和4年4月	覚書及び各種契約の締結 施設引渡し、運営開始

始良市立保育所等の民営化に係る選考の総括

1. 帖佐保育所

移管予定事業者 社会福祉法人 建昌福祉会

代表者名 理事長 伊東 安男

所在地 始良市東餅田 2602

設立年月日 昭和 52 年 11 月 25 日

現に運営している保育所等

- ①幼保連携型認定こども園 建昌保育園(始良市)
昭和 53 年 4 月 1 日 開所
- ②幼保連携型認定こども園 建昌菜の花保育園(始良市)
平成 14 年10月 1 日 開所
- ③幼保連携型認定こども園 建昌こぎく保育園(始良市)
平成 25 年 4 月 1 日 開所
- ④幼保連携型認定こども園 ひまわりこども園(始良市)
平成 29 年 4 月 1 日 開所
- ⑤小規模保育事業所 建昌つばみ保育園(始良市)
平成 28 年 4 月 1 日 開所

2. 大楠ちびっ子園

移管予定事業者 社会福祉法人 太陽の風

代表者名 理事長 小牧 伸一郎

所在地 始良市西餅田 3306-1

設立年月日 平成 27 年 3 月 17 日

現に運営している保育所等

- ①幼保連携型認定こども園 おひさまこども園(始良市)
平成 27 年 4 月 1 日 開所
- ②小規模保育事業所 ひなたぼっこ保育園(始良市)
平成 28 年 4 月 1 日 開所

3. 加治木保育所

移管予定事業者 社会福祉法人 たちばな会

代表者名 理事長 富田 隆文

所在地 鹿児島市紫原 6-40-27

設立年月日 平成 18 年 12 月 22 日

現に運営している保育所等

- ①幼保連携型認定こども園 たちばな保育園（鹿児島市）
平成 19 年 9 月 1 日 設立

4. 重富保育所

移管予定事業者 社会福祉法人 クオラ会

代表者名 理事長 松下 兼一

所在地 薩摩郡さつま町船木 2315-1

設立年月日 昭和 53 年 1 月 10 日

現に運営している保育所等

- ①認定こども園 クオラキッズ（さつま町）
昭和 54 年 4 月 1 日 開所
- ②事業所内保育所 わんぱくキッズ（さつま町）
平成 27 年 4 月 1 日 開所